

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月2日、チリ保健省は、官報にて新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり：

●第4段階（再開初期）へ移行（5日（木）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市1区（セリーリョス区）、

●第3段階（準備期）へ移行（5日（木）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市5区（サン・ミゲル区、ラ・ピントナ区、ラ・グア
ンハ区、コンチャリ区、サン・ラモン区）、プエンテ・アルト区、ブイン区

バルパライソ州バルパライソ市、ビーニャ・デル・マル市

アタカマ州コピアポ市、ティアラ・アマリーリャ市、バリエナル市、コピアポ
区

タラパカ州ポソ・アルモンテ市

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州レンゴ市、サン・ビ
センテ市

●第2段階（移行期）へ移行（5日（木）午前5時より）

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州ピチデグア市

ロス・ラゴス州フルティリャル市、フレシア市

ビオビオ州クラニラウエ市、ロス・アラモス市

（2）5日（木）午前5時より、夜間外出禁止令（Toque de queda）の発令時
間を午前0時から午前5時までに変更する。他方、マガリャネス州プンタ・ア
レナス市、ポルベニル市、ナタレス市及び、ロス・ラゴス州プエルト・モント
市の4市では午後8時から翌午前5時の発令とする。

（3）5日（木）午前5時より、アイセン州における衛生防疫線（Cordon
sanitario）を解除する。

（4）9日（月）午前5時より、企業に対する移動許可証（Permisos Unicos
Colectivos）を利用して移動する者は、所属企業との労働契約書の携帯が必須
となる。同措置は夜間外出禁止令発令中の移動をより厳格に制限することを目
的とする。

2 11月2日時点で、チリ国内では513,188名（死亡者14,302
名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自
宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報
道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察に

よる検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html